

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とキルギス 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	218,000千円 H28.12.31まで	H23.6.24 ビシュケク で (同日)	日本側 丸尾真在キルギス 大使 キルギス側 マリス・マム ベトジャノフ財務大臣	H23.7.7 235号
キルギス	体育庁柔道器材整備計画のため の贈与に関する日本国政府とキ ルギス共和国政府との間の交換 公文	体育庁柔道器材整備計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	69,200千円 H27.2.28まで	H23.10.7 ビシュケク で (同日)	日本側 丸尾真在キルギス 大使 キルギス側 マリス・マム ベトジャノフ財務大臣	H23.10.21 357号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。